

くまもと新時代教育大綱（案）

令和6年 月

はじめに

近年、全国的に少子化・人口減少が進むとともに、都市部への人口集中による地域間格差が生じています。また、世界的にグローバル化、急速な技術革新が進むなど社会情勢は激しく変化しています。

本県においては、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨という大災害が発生するなど度重なる未曾有の困難に見舞われました。

このような中、平成29年4月に「熊本県教育大綱」を策定し、熊本地震からの復興を進めながら子供たちの可能性を拓く環境づくりに取り組み、また、令和3年3月に教育大綱を改定し、令和2年7月豪雨からの復興や新型コロナウイルス感染症への対応を進めてまいりました。

しかしながら、少子化と人口減少がさらに進行し、また、教育現場においては、いじめや不登校への対応、県立高校の定員割れの継続、教員の不足、情報化や働き方改革への対応などさまざまな課題を抱えています。

一方で、本県においては、世界的半導体企業の進出を契機として、国際交流や多文化共生の推進など「世界に開かれた熊本」の実現に向けた「よき流れ」が生まれており、熊本は今、世界に飛躍するチャンスを迎えています。

私は、子供たちが安心して笑顔で育つ、持続的で活力あふれる熊本の未来の基盤を創るのは「教育」であり、変化の激しい時代の中、子供たちが未来の社会を前向きに生き、社会に主体的に参画するための資質や能力を習得できる教育を推進する必要があると考えています。

こうした考えの下、「自らの可能性を拓き、未来を切り拓く 熊本の人づくり」を基本理念とし、「変化の激しい時代に対応した質の高い教育の推進」、「共生社会の実現に向けた教育の充実」「世界に羽ばたく志ある人材を育てる魅力的な学校づくり」「活力あふれる熊本の実現に向けた文化・スポーツの振興」「災害からの復旧・復興及び記憶の伝承、『こどもまんなか』視点での教育施策の推進」を基本目標とする、「くまもと新時代教育大綱」を策定します。

今後、新たな大綱に基づき、知事部局と教育委員会が一体となり、また、国や市町村、地域の皆様や関係団体等多くのパートナーと連携することで、県民一丸となって、くまもと新時代を創る人材の育成に取り組んで参ります。

熊本県知事 木村 敬

○くまもと新時代教育大綱の位置づけ

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に基づき、本県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、総合教育会議の場で知事と教育委員の協議の上、知事が定めるものです。

なお、教育大綱に定める基本理念や基本的方向性の実現のために実施する具体的な取組の内容については、教育基本法第17条第2項に基づき策定する「第4期熊本県教育振興基本計画」に掲載します。

＜基本理念＞

自らの可能性を拓げ、未来を切り拓く 熊本の人づくり

＜基本目標＞

- 1 変化の激しい時代に対応した質の高い教育の推進
- 2 共生社会の実現に向けた教育の充実
- 3 世界に羽ばたく志ある人材を育てる魅力的な学校づくり
- 4 活力あふれる熊本の実現に向けた文化・スポーツの振興
- 5 災害からの復旧・復興及び記憶の伝承、
『こどもまんなか』視点での教育施策の推進

- 本教育大綱に定める基本理念については、将来の予測が困難な時代にあっても、子供たち一人一人が自らの可能性を大きく拓げ、自らの力で未来を切り拓いていく、そのような人づくりを行う必要があるという考えのもと、「自らの可能性を拓げ、未来を切り拓く熊本の人づくり」とします。

また、基本理念の実現に向け、以下の内容について5つの基本目標を定めます。

- 1 グローバル化やDX（デジタルトランスフォーメーション）の進展、本県においては世界的な半導体企業の進出を契機とした半導体関連産業の集積等、社会が大きく変化する中、就学前から小学校、中学校、高校の各段階に応じ、「変化の激しい時代に対応した質の高い教育」を推進し、子供たちの「確かな学力、豊かな心、健やかな体」を育み、生きる力のある豊かな熊本の人づくりを進めます。
- 2 互いに人格と個性を尊重し合い、理解し合いながら共に生きていく共生社会の実現に向け、特別支援教育の一層の充実を含むインクルーシブ教育システムの構築を図るとともに、年齢、国籍、民族、文化、障がいの有無等の違いに関わらず全ての人が地域社会の構成員として共に生きることができるよう、「共生社会の実現に向けた教育」の充実を図ります。
- 3 グローバル社会において、一人一人の個性が輝き、地域社会に貢献することができる「世界に羽ばたく志ある人材」を育てるため、子供たちの学

びを支える環境の整備を含めた魅力的な学校づくりを進め、世界に伍する教育の実現を目指します。

4 文化・スポーツの振興は、県民の生活を豊かにするだけでなく、国内外への本県の魅力発信にもつながることから、活力あふれる熊本の実現に向けて、文化・スポーツの両分野に関する施策の充実を推進します。

5 熊本地震や令和2年7月豪雨からの復旧・復興を着実に進めるとともに、後世に向けた災害の記憶の伝承を図ります。

また、教育施策の推進に当たっては、何よりも子供たちが幸せに過ごすことができるよう当事者である子供等の意見を取り入れながら、子供中心の現場意識の醸成を図ります。

○ 以上を踏まえ、基本目標に沿って10の基本的方向性を定めます。

1 変化の激しい時代に対応した質の高い教育の推進

就学前から小学校、中学校、高校の各段階に応じて、変化の激しい時代に対応した教育を推進する必要があります。

就学前の段階においては、「家庭・地域の教育力の向上」を図り、就学前教育と小学校以降の教育の円滑な接続を図る必要があります。

小学校、中学校、高校の段階においては、引き続き、「家庭・地域の教育力向上」を図るとともに、「安全・安心に過ごせる学校づくり」に取り組み、授業の質を高め、子供たちの「確かな学力、豊かな心、健やかな体」を育むことが必要です。

このため、次の3つの基本的方向性を定め、施策を推進します。

基本的方向性1 家庭・地域の教育力向上

「こどもまんなか」の視点に立ち、家庭を基盤とし、社会全体で子供たちの学びや成長を支える必要があります。

家庭は教育の原点であり、全ての教育の出発点ですが、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化などにより、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。

全国に先駆け制定した「くまもと家庭教育支援条例」に基づく県民みんなで子供たちが心豊かに育つ環境づくりや地域とともにある学校づくりを推進します。

また、社会全体で子供たちの学びや成長を支えるため、地域の教育力向上を図るとともに、就学前教育の充実と小学校以降の教育との円滑な接続に取り組みます。

基本的方向性2 安全・安心に過ごせる学校づくり

いじめは絶対に許されないと強い認識を持ち、いじめの未然防止や早期発見・早期解消を図るとともに、適切かつ迅速な対応を進めるため、相談・支援体制の充実に努めます。

不登校児童生徒数は、近年、増加の傾向が続いており、専門機関との連携を強化し、早期支援の充実に図るとともに、教室外・学校外の学びの場の充実やICTの活用等により、全ての不登校児童生徒の学びの場の確保に取り組みます。

部落差別（同和問題）をはじめとするさまざまな人権問題に対し、自分のこととして考え、行動できる態度を身に付けるための人権教育を推進します。

基本的方向性3 確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成

全ての児童生徒の可能性を引き出し、能動的に学び続ける力を身に付けること、さらに思考力、創造性、課題発見・解決能力を育成することを目指し、授業の質を高め、児童生徒へのきめ細かな指導による学力の向上を図ります。

また、地域や家庭環境に左右されず、質の高い学習が享受できるよう、ICTの活用や遠隔授業を推進します。

豊かな心の育成に向けては、道徳教育を推進するとともに、社会貢献及び社会参画意識の向上、文化・芸術との触れ合いによる豊かな感性の育成を図ります。

健やかな体の育成に向けては、スポーツに触れる機会を増やすとともに、地産地消の推進による食育の充実に取り組みます。

さらに、水俣病問題等を通じた環境教育や地域課題に対する主権者教育、さまざまな情報を正しく読み解く情報モラルやICT活用能力を高める情報教育などを推進することで、社会の変化に適切に対応し、人を思いやる、生きる力のある豊かな熊本の人づくりを進めます。

2 共生社会の実現に向けた教育の充実

共生社会の実現に向けて、学校教育においては、障がいの有無にかかわらず可能な限り共に学ぶことを追求するインクルーシブ教育システムを構築する必要があります。また、年齢や国籍等に制限されない学びの場を整備し、学ぶ喜びを実感してもらえようにする必要があります。

このため、「障がいや多様な教育的ニーズに応える」を基本的方向性とし、施策を推進します。

基本的方向性4 障がいや多様な教育的ニーズに応える

障がいの有無にかかわらず、全ての子供たちが学びたい場で学べるようにするため、知事部局と教育委員会が一体となって、現状と課題を検証する場を設置します。

また、ICT環境や支援員の配置の充実等により、小中高校各段階での事情に応じて全ての子供たちが最適な場で豊かに学び合い、可能性や持てる力を最大限に伸ばせるインクルーシブ教育システムを市町村教育委員会等とも連携して推進します。さらに、特別支援教育を受ける児童生徒数の増加やそれぞれのさまざまな事情に対応し、障がいのある子供たちの教育的ニーズに応える指導・支援を提供できるよう、教育環境を充実させます。

さまざまな事情で義務教育を十分に受けられなかった方や日本語指導が必要な児童生徒を支援するための教育環境を構築します。

3 世界に羽ばたく志ある人材を育てる魅力的な学校づくり

地域社会に貢献し、世界に羽ばたく志ある人材を育てるため、「キャリア教育の充実」を図るほか、世界に伍する質の高い教育による「グローバル人材の育成」を通じて、多文化共生社会の実現につなげることが必要です。

また、一人一人の個性が輝く「魅力ある学校づくり」の観点から、県立高校の魅力化と私学振興の充実を図る必要があります。

そのために、学びの保障のための経済面での支援、教員が学校現場で力を発揮し、活躍するための人的な支援や働き方改革、教育DXの推進といった「子供たちの学びを支える環境づくり」をさらに進める必要があります。

このため、次の3つの基本的方向性に基づき、施策を推進します。

基本的方向性5 キャリア教育の充実、グローバル人材の育成

子供たちが社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を身に付け、将来の自分の進路を描くことができるようキャリア教育の充実を図るほか、専門高校については、卒業生が県内企業や地域社会で活躍できる人材となれるよう、在学中から実践的な学びの充実に取り組みます。

また、外国語教育の充実、若者の海外留学促進、子供たちの国際交流の推進を図るとともに、国際的素養を身に付けることができるよう県立高校における国際バカロレア教育の導入、グローバル人材育成のための環境整備に取り組むほか、「熊本的心」（道德教育用郷土資料）に基づく学びにより、郷土に対する誇りや愛着を持ったグローバル人材の育成に取り組みます。

基本的方向性6 魅力ある学校づくり

これまで行ってきた、県立高校魅力化のための指定校事業や情報発信、特色ある学科改編等の取組みを踏まえながら、生徒の個性がキラリと光る、魅力ある県立高校づくりを地元市町村等と力をあわせて目指します。

一方で、熊本市外を中心に多くの県立高校で定員割れの状況が続いており、今後さらに大幅な子供の数の減少が見込まれていることを踏まえながら、県全体の県立高校の今後のあり方について、検討を進めます。

私立学校については、社会や生徒のニーズを踏まえ、グローバル人材の育成や特色ある学校づくりの取組みを支援します。

基本的方向性7 子供たちの学びを支える環境づくり

経済的、社会的に厳しい環境に置かれている子供たちに対する支援を強化し、希望に応じて誰もが教育を受けられる環境を構築します。

子供たちを最前線で支える教職員を支援する人材の配置・体制を拡充するとともに、B P R（業務の抜本改革）の手法を取り入れ、校務D Xを図り、働き方改革を推進します。

また、I C Tを活用した教育D Xの推進により、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実を図ります。

4 活力あふれる熊本の実現に向けた文化・スポーツの振興

半導体関連産業の集積を契機とした「よき流れ」が生まれている今こそ、熊本県を世界に飛躍させるチャンスです。文化やスポーツの振興を通じて、県民生活をより豊かなものにするのはもちろんのこと、多くの人々に本県について知ってもらい、世界に開かれた活力あふれる熊本の未来につなげるため、戦略的に施策を推進する必要があります。また、読書習慣定着のための環境づくりをはじめ、地域課題や県民の学習ニーズに応じ、学習機会・情報の提供が必要です。

以上のことから、「文化・スポーツの振興と生涯学習の推進」を基本的方向性とし、施策を推進します。

基本的方向性 8 文化・スポーツの振興と生涯学習の推進

地域に伝わる伝統文化や優れた芸術などに対する関心を高め、文化に親しむ環境づくりを推進するとともに、県内の世界文化遺産、ユネスコ無形文化遺産、国宝、永青文庫の所蔵品を始めとする熊本が全国に誇る貴重なさまざまな文化財の保存と観光等での積極的な活用に取り組みます。

また、令和6年4月に開館した「こども本の森 熊本」をはじめとして図書館機能の充実を図り、熊本の文学・歴史を学ぶ機会や本に親しむ機会を確保する、美術館等においても豊かな感性を育むための機会を確保するなど、生涯のあらゆる場面で学習する機会の提供に取り組みます。

スポーツは、心身の健康増進や人々のふれあいの深化など、幸せで充実した生活に重要な役割を果たすことから、県民がスポーツに親しむことができる環境を創出するとともに、競技力の向上を図り、県民に大きな夢や勇気、感動と誇りをもたらす本県ゆかりのトップアスリートの育成を目指します。

スポーツ施設の整備について、関係団体との議論を尽くし、任期中の方向性決定を目指します。

5 災害からの復旧・復興及び記憶の伝承、 『こどもまんなか』視点での教育施策の推進

基本理念の実現、基本目標の達成に当たっては、まず、熊本地震や令和2年7月豪雨からの復旧・復興を着実に進めながら、災害の教訓を後世に伝え、県民の命を守ることが前提となります。

また、子供をはじめとする当事者の意見を取り入れ、現場目線で教育を推進していくことが必要です。

このため、「災害からの復旧・復興」と「子供からの意見聴取・対話」を基本的方向性に定め、施策を推進します。

基本的方向性9 災害からの復旧・復興

令和2年7月豪雨で被災した学校施設の復旧について必要な支援を行うほか、被災した児童生徒の心のケアを継続します。また、平成28年熊本地震及び令和2年7月豪雨で被災した文化財の復旧に関係機関と連携して取り組み、熊本の財産を後世に残すほか、災害の経験を生かした防災教育の充実を図ります。

基本的方向性10 子供からの意見聴取・対話

教育施策の推進に当たっては、現場主義の観点から当事者である子供をはじめ、保護者、教職員等から積極的に意見を聴取し、施策に反映するために必要な措置を講じます。